

《 別紙 1 》

脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等) 【土木部】

○ 本県では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、百貨店、ホテル等で階数3以上床面積1,000㎡以上のもの等）の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅は県民生活の基盤として、特定建築物となる公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、市町村及び関係団体との連携を一層強化しつつ、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進していく必要がある。

(県有施設（庁舎等）の耐震化等) 【総務部、土木部】

○ 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる庁舎・公共施設の耐震性を確保する必要がある。県有建築物のうち、大規模地震等の災害発生時に応急対策活動の拠点となる施設（防災上重要建築物）938棟及び不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物445棟について、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき、平成32年度末までに耐震化率98%以上達成を目標として耐震対策に取り組んでおり、今後も部局連携の下、全庁的な進行管理を行いながら県有建築物の耐震化を進めていく必要がある。

○ 本県の災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターについて、免震構造である県庁北庁舎内に整備が完了するなど、防災拠点施設となる庁舎の耐震化及び建物・設備の改修等を計画的に進めている。県庁西庁舎及び郡山合同庁舎については、未だ耐震性能がCランクの状態であり、大規模な地震によって倒壊等の危険性があることから、引き続き計画的な耐震改修工事を実施するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

(教育施設の耐震化等) 【総務部、教育庁】

○ 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、県立学校施設の耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理、私立学校施設の耐震化に対する補助等を進めている。今後も引き続き、耐震性が確保されていない教育施設の耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に推進していく必要がある。

(病院施設・社会福祉施設の耐震化等) 【保健福祉部、病院局】

○ 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、今後も引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

(都市公園施設の減災対策等) 【土木部】

○ 都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災当時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を進める必要がある。また、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要がある。

(空港施設の整備等) 【土木部】

○ 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援助物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組んでいる。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能の保持していく必要がある。

(港湾施設の整備等) 【土木部】

○ 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送路となる臨港道路（橋梁部）の耐震補強を進めている。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

(漁港施設の整備等) 【土木部】

○ 県内の拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

(橋梁施設の耐震対策等) 【土木部】

○ 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施している。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。今後も引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要がある。

(無電柱化の推進) 【土木部】

○ 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

(交通安全施設の維持管理) 【警察本部】

○ 大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路や避難に必要な道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、信号機等の老朽化対策に取り組んでいる。信号制御機について計画的な更新を図るとともに、保守点検による不具合の早期把握・更新対応や交通環境の変化等を踏まえた信号機の廃止・撤去等を推進し、今後も引き続き、交通安全施設を適正に維持管理していく必要がある。

(空き家対策の推進) 【土木部】

○ 適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時において倒壊に伴う避難経路の閉鎖や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。地域の実情を踏まえ、市町村が主体となって行う空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、福島県空き家対策連絡調整会議を設置し、情報提供や技術的助言に取り組んでいる。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、今後も引き続き、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

(消防広域応援体制の強化) 【危機管理部】

○ 大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合に備え、福島県広域消防相互応援協定及び広域応援基本計画に基づき、県内の各消防本部による消防広域応援体制を構築している。大規模災害発生時において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるため、県総合防災訓練等への参画による連携強化及び相互応援協定の実効性の確保を図るとともに、緊急消防援助隊との連携を含めた応援体制の検討を深め、消防広域応援体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

(消防団の充実・強化) 【危機管理部】

○ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代の消防団加入促進に向けて、高校生を対象とした消防出前講座やプロスポーツチームと連携した消防団PRに取り組んでいる。今後も引き続き、若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の導入促進等に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要がある。

(避難地域等における消防体制の再構築) 【危機管理部】

○ 避難指示区域においては、消防団活動が制限され、また、避難指示が解除された地域においても住民の帰還が進まず、マンパワー不足によって消防体制が脆弱な市町村が多い状況にあることから、避難地域消防団再編支援会議の開催等により、国・県・市町村（消防本部を含む）の役割分担や連携方策、地域消防力強化へ向けた消防団のあり方等に関する検討に取り組んでいる。引き続き、住民が安全で安心して暮らせる環境を整え、住民の帰還促進を図るため、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・住宅の耐震化率 現状値 81.6% (H25) 目標値 95.0% (H32)
- ・特定建築物の耐震化率 現状値 80.9% (H28) 目標値 95.0% (H32)
- ・県有建築物の耐震化率 現状値 97.5% (H28) 目標値 98.0% (H32)
- ・県立学校施設の耐震化率 現状値 99.4% (H29) 目標値 100% (H30)
- ・緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数 現状値 253 橋 (H28) 目標値 255 橋 (H32)
- ・長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数 現状値 472 橋 (H28) 目標値 760 橋 (H32)
- ・無電柱化された道路の延長 現状値 103.5km (H28) 目標値 120.0km (H32)
- ・消防団員条例定数に対する充足の割合 現状値 92.5% (H28) 目標値 95.4% (H32)

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(海岸保全施設の整備等) 【農林水産部、土木部】

○ 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

(防災緑地・海岸防災林の整備) 【農林水産部、土木部】

○ 海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備に取り組んでいる。今後も津波災害に備えるため、防災緑地や海岸防災林の整備をはじめ、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図っていく必要がある。

(港湾施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送路となる臨港道路（橋梁部）の耐震補強を進めている。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

(漁港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

- 県内の拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

(防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化) 【土木部】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、警報発令時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検や更新等を計画的に実施していく必要がある。

(河川管理施設の整備等) 【土木部】

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約5割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

(津波被災地域における住居の防災集団移転の促進) 【土木部】

- 東日本大震災で被災した居住に適さない区域にある住居について、高台への防災集団移転を行うため、沿岸市町が移転先となる住宅団地の整備等を計画的に進めている。津波から住民の命を守ることを最優先とし、沿岸地域の安全で安心な暮らしを支える環境を再構築するため、今後も沿岸市町による防災集団移転の取組を支援していくとともに、堤防、防災林、防災緑地や道路等の整備と組み合わせた多重防御による災害に強い津波被災地の復興まちづくりを推進していく必要がある。

(津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援) 【危機管理部、土木部】

- 津波防災地域づくり法に基づき、県は、最大クラスを想定した津波浸水想定を策定・公表することが求められるが、国の「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル検討会」で決定される断層モデル(中央防災会議モデル)の公表が遅れていることから、県による津波浸水想定は未策定の状況にあり、県内の沿岸市町では、東日本大震災時の浸水区域を基礎とした避難計画により、暫定的な運用に取り組んでいる。津波発生時における避難行動の遅れは、多数の死傷者の発生を招くことが想定されることから、県による津波浸水想定早期公表に向け、国等の関係機関と調整を図りながら検討を進めるとともに、沿岸市町における避難計画の策定や津波ハザードマップの作成に係る支援に取り組む必要がある。また、津波からの避難は原則徒歩であることの周知に努めるほか、避難行動要支援者や避難経路が長距離となる場合における沿岸市町の津波避難体制の整備を支援していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 海岸保全施設の整備率(東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)
 - 【水管理国土保全局】 現状値 58.5%(H28) 目標値 100%(H31)
 - 【港湾局】 現状値 98.1%(H28) 目標値 100%(H30)
 - 【水産庁】 現状値 52.3%(H28) 目標値 100%(H30)
- ・ 海岸保全施設の整備率(保全区域延長に対する整備済み延長)
 - 【農林水産部】 現状値 41.1%(H28) 目標値 84.0%(H32)
- ・ 防災緑地の完成箇所数 現状値 1箇所(H28) 目標値 10箇所(H32)
- ・ 海岸防災林整備延長 現状値 5,190m(H28) 目標値 16,800m(H32)
- ・ 河川堤防整備率 現状値 61.8%(H28) 目標値 62.8%(H32)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(河川管理施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約5割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

(ダム管理設備の機能確保) 【土木部】

- いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等実施し、適正な管理に努めているが、放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等において、経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

(湛水防除施設の整備等) 【農林水産部】

- 東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧整備と機能強化に取り組んでいる。今後も引き続き湛水被害の発生防止のために必要な施設整備を行うとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切に維持管理を行っていく必要がある。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援) 【危機管理部、土木部】

- 国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成29年1月に改正され、避難勧告等発令時に情報を受け取る立場に立った情報提供のあり方が追加されたことから、市町村が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、ガイドラインに沿った発令基準の策定の支援・呼びかけに取り組んでいる。台風や集中豪雨などによる洪水災害から県民等の生命・財産を守るため、水害リスク情報の提供により、引き続き市町村における避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成に関する支援を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) 【保健福祉部、土木部】

- 全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・河川堤防整備率〔再掲〕 現状値 61.8% (H28) 目標値 62.8% (H32)

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) 【土木部】

- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24時間入居型)の保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

(地すべり防止施設の整備等) 【農林水産部】

- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,153ha(うち農地41か所1,869ha、森林40か所1,284ha)あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

(治山施設の整備等) 【農林水産部】

- 平成27年9月の関東東北豪雨災害などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

(砂防関係施設の維持管理) 【土木部】

- 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理を実施していく必要がある。

(火山噴火に対する警戒避難体制の整備) 【危機管理部】

- 気象庁において火山活動の常時観測・監視が行われている吾妻山、安達太良山、磐梯山について、山ごとの火山防災協議会を設置し、また、那須岳火山防災協議会にも参画し、関係市町村、防災関係機関、観光団体及び火山の専門家などが一体となって、地域住民や登山者・観光客の警戒避難体制の検討に取り組んでいる。地域住民や登山者・観光客の安全を確保するため、今後も火山関係者による連携・協力の下、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進するとともに、関係市町村等による火山防災マップや避難計画の作成支援、防災資機材の整備等に取り組み、火山災害に対する安全対策を強化していく必要がある。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) 【保健福祉部、土木部】〔再掲〕

- 全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・土砂災害から保全される住宅戸数 現状値 14,610 戸 (H28) 目標値 14,950 戸 (H32)
- ・土砂災害警戒区域指定率 現状値 36.5% (H28) 目標値 50.0% (H32)
- ・山地災害危険地区における着手率 現状値 51.8% (H28) 目標値 53.0% (H32)

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化) 【企画調整部】

- 本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める地域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されていることから、福島県豪雪地帯対策基本計画を策定し、「安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくり」の推進に向けて、除排雪の充実を柱とする克雪対策や雪を資源として利活用する利雪対策等の施策に総合的に取り組んでいる。県内の豪雪地帯の多くは、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、県、市町村、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組んでいく必要がある。

(雪崩対策の推進) 【土木部】

- 県内には 314 箇所、雪崩危険箇所があり、うち 196 箇所において 5 戸以上の人家又は官公署、学校、病院、災害時要配慮者施設、駅などの重要な公共建物がある。過去に雪崩被害のあった箇所を優先的に整備するとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者施設の関係者等に対し、雪崩に関する知識の普及啓発活動を実施している。今後も、雪崩危険箇所における必要な予防対策や雪崩被害防止に係る啓発活動を推進し、県民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要がある。

(道路の防雪施設の整備) 【土木部】

- 県土面積の 85% が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでいるが、未だ対応できていない箇所も存在する。冬期交通における安全性の向上を図るため、引き続き消融雪施設の整備等を進めるとともに、トンネル坑口等において新しい融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

(道路の除雪体制等の確保) 【土木部】

- 平成 26 年 2 月の豪雪災害を契機として、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

(雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起) 【危機管理部、企画調整部】

- 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、災害時応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との連携強化に向けた取組を継続していくとともに、降雪時期の除雪作業や交通事故の防止、雪害に対する備えなどについて、注意喚起を適切に行っていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・雪を溶かすことのできる道路の延長 現状値 142.1km (H28) 目標値 143.0km (H32)
- ・雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数 現状値 98 箇所 (H28) 目標値 103 箇所 (H32)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(住民等への情報伝達体制の強化) 【危機管理部、土木部】

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム(Lアラート)の運用によって市町村が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や県公式ツイッターを活用した情報発信、(一社)日本アマチュア無線連盟との災害時応援協定締結等に取り組んでおり、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

(避難行動要支援者対策の推進) 【危機管理部、保健福祉部】

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、市町村の個別訪問、地区別会議の開催等による避難行動要支援者名簿の作成支援や、避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組んでいる。名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成など、市町村の取組を引き続き支援・指導するとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく必要がある。

(福祉避難所の充実・確保) 【保健福祉部】

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、福祉避難所の充実・確保が求められることから、市町村による福祉避難所の指定取組状況調査を実施し、未指定の市町村に対する個別訪問や福祉避難所における平常時の備えについての聞き取り等に取り組んでいる。県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、未指定の双葉地方4町への個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) 【危機管理部、警察本部】

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。
- 警察本部において大規模自然災害をはじめとする緊急事態等に迅速かつ的確に対応するため、災害対処規程の全面的な見直しにより、初動措置に関する新たな訓令及び福島県警察災害警備計画を策定し、災害警備本部移設訓練、非常招集訓練、災害情報システムの操作習熟訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置について、警察職員への徹底した周知・浸透及び災害対処能力の向上を図るため、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

(道路情報提供装置等の整備) 【土木部】

- 刻々と変化する道路状況について、道路利用者が事前に道路状況を知ることができるよう、主要な路線の峠部を中心にカメラを設置し、インターネットを通じてリアルタイムに情報提供を行っている。災害発生時の住民避難や救急・救援活動においては、道路状況の把握が重要となることから、今後も、計画的なライブカメラ設置台数の増加を検討し、道路情報の提供による防災・減災対策の推進と道路利用者へのサービス向上を図る必要がある。

(在留外国人に対する多言語による情報提供) 【生活環境部】

○ 在留外国人からの相談等に適切に対応するため、相談員・通訳員の配置による多言語行政サービスの提供や通訳者を含めた3者同時通話が可能なたりオフホンの設置を(公財)福島県国際交流協会へ委託している。在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して通信機器等の正常な機能確保やバックアップ体制の検討に取り組んでいく必要がある。

(自助・共助の取組促進) 【危機管理部】

○ 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成などに取り組んでいる。今後も、様々な事業を通じて、県民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく必要がある。

(自主防災組織等の強化) 【危機管理部】

○ 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織による活動の活性化を図るため、日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣、自主防災組織のリーダーや防災士養成のための研修会開催、県総合防災訓練への参加などに取り組んでおり、今後も引き続き自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

(東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進) 【教育庁】

○ 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、モデル校による地域連携型の防災教育プログラムの構築や小中学生に対する防災個人カード配布等に取り組んでいる。今後も引き続き、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進していく必要がある。

(学校における災害対応行動マニュアルの作成支援) 【総務部、教育庁】

○ 災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるには、各学校において災害対応に係る行動マニュアル(危険等発生時対処要領)を作成することが必要であり、行動マニュアルの必要性に係る周知・啓発やマニュアル作成に関する支援・指導等に取り組んでいる。今後も、災害対応に係る行動マニュアルの作成に係る支援等を継続するとともに、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を通じて、学校における災害対応行動マニュアルの実効性を高めていく必要がある。

(震災教訓の伝承・風化防止) 【企画調整部】

○ 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、情報発信拠点(アーカイブ)施設の整備に取り組んでいる。本県にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るため、今後も引き続きアーカイブ拠点施設の整備を推進し、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

・避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数

現状値 21市町村(H29年6月) 目標値 59市町村(H32)

- ・福祉避難所指定市町村数 現状値 55 市町村 (H28) 目標値 59 市町村 (H32)
- ・県総合防災訓練の実施回数 現状値 1 回 (H28) 目標値 1 回 (毎年度)
- ・ライブカメラ設置台数 現状値 66 箇所 (H28) 目標値 74 箇所 (H32)
- ・危機管理センターの見学者数 (累計) 現状値 1,163 人 (H28) 目標値 10,000 人 (H32)
- ・自主防災組織の活動カバー率 現状値 80.0% (H29) 目標値 93.7% (H32)
- ・防災教育に係る授業 (避難訓練を除く) を実施した学校の割合 (公立小・中学校)
 - 現状値 100% (H28) 目標値 100% 継続 (H32)
- ・公立学校における災害対応 (火災・地震) 行動マニュアルの策定率
 - 火災 現状値 99.7% (H29) 目標値 100% (H30)
 - 地震 現状値 99.6% (H29) 目標値 100% (H30)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(応急給水体制の整備) 【危機管理部、保健福祉部】

○ 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を行うとともに、市町村及び水道事業者の連携・協力による給水対策や自衛隊への災害応援要請による応急給水体制の確保を図り、県総合防災訓練において、給水・給食訓練や物資輸送訓練に取り組んでいる。今後も、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の充実を進めていく必要がある。

(上水道施設の防災・減災対策) 【保健福祉部】

○ 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

(物資供給体制の充実・強化) 【危機管理部】

○ 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結しており、県総合防災訓練や関係会議への参加を呼びかけることにより、連絡体制の確認・強化及び協定に基づく対応に係る実効性の確保を図っている。今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

(非常用物資の備蓄) 【危機管理部】

○ 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、県内 12 箇所の施設で食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、備蓄倉庫の確保にも取り組んでおり、平成 27 年 9 月の東北関東豪雨や平成 28 年 4 月の熊本地震の対応において、備蓄物資の提供を実施した。今後も、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく必要がある。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) 【危機管理部】

○ 大規模災害等が発生し、本県単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北 8 道県による相互応援協定、本県及び隣県の 5 県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) 【土木部】

○ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成 8 年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) 【農林水産部】

○ 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

(「道の駅」防災拠点化の推進) 【危機管理部】

○ 災害等の発生時において、「道の駅」の施設を応急対策等のために防災利用することを目的として、福島「道の駅」連絡会と「道の駅」防災総合利用に関する基本協定書を締結し、連携体制を構築している。救援物資等の運送拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設などに「道の駅」を利用することにより、円滑な災害対応を実現するため、災害応援協定ネットワーク会議等を通じて平常時から福島「道の駅」連絡会との連携体制を強化し、「道の駅」の防災拠点化を推進していく必要がある。

(自助・共助の取組促進) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成などに取り組んでいる。今後も、様々な事業を通じて、県民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・水道基幹管路の耐震適合率(水道事業及び水道用水供給事業)
現状値 63.0% (H28) 目標値 80.0% (H32)
- ・点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数
現状値 1,070 箇所 (H28) 目標値 1,376 箇所 (H32)
- ・農道整備率(整備農道÷対象農道延長) 現状値 39.3% (H28) 目標値 41.6% (H32)
- ・危機管理センターの見学者数(累計)〔再掲〕 現状値 1,163 人 (H28) 目標値 10,000 人 (H32)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24時間入居型)の保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

(砂防関係施設の維持管理) 【土木部】〔再掲〕

○ 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理を実施していく必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

(消防防災ヘリの円滑な運航確保) 【危機管理部】

○ 消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自体訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請事案の多数発生や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合における自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制を構築している。今後も、各種訓練等を通じて、相互応援協定等に基づく防災ヘリの応援・連携体制を確認するとともに、複数の防災ヘリ等について円滑な運航を調整するための能力向上やヘリ臨時離着陸場の充実・確保に向けた取組を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・土砂災害から保全される住宅戸数〔再掲〕 現状値 14,610 戸 (H28) 目標値 14,950 戸 (H32)
- ・土砂災害警戒区域指定率〔再掲〕 現状値 36.5% (H28) 目標値 50.0% (H32)
- ・点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数〔再掲〕
現状値 1,070 箇所 (H28) 目標値 1,376 箇所 (H32)
- ・農道整備率(整備農道÷対象農道延長)〔再掲〕 現状値 39.3% (H28) 目標値 41.6% (H32)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) 【危機管理部、警察本部】〔再掲〕

○ 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 警察本部において大規模自然災害をはじめとする緊急事態等に迅速かつ的確に対応するため、災害対処規程の全面的な見直しにより、初動措置に関する新たな訓令及び福島県警察災害警備計画を策定し、災害警備本部移設訓練、非常招集訓練、災害情報システムの操作習熟訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置について、警察職員への徹底した周知・浸透及び災害対処能力の向上を図るため、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

(警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実) 【警察本部】

○ 大規模自然災害が発生した場合であっても、住民の救助・捜索や避難誘導、緊急輸送路の確保、危険箇所への交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に関する新たな訓令及び福島県警察災害警備計画に基づく体制整備や業務継続計画による対処人員の確保、広域緊急援助隊総合訓練の実施による広域応援体制の強化等に取り組んでいる。今後も、災害対応に係る各種訓練や研修への参加を通じて関係機関との連携・応援体制を一層強化し、災害対応人員の確保に努めるとともに、装備資機材や輸送用車両等の充実を図っていく必要がある。

(警察による災害対応のための連携体制の充実・強化) 【警察本部】

○ 大規模自然災害発生時において警察が迅速かつ的確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道・航空機の状況に関する情報提供や帰宅困難者の滞留場所確保、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送など、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいる。様々な訓練等の機会を通じて、平時から協定締結団体や交通関係機関との連携内容を相互に確認し、連携体制の充実・強化を図っていく必要がある。

(消防広域応援体制の強化) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合に備え、福島県広域消防相互応援協定及び広域応援基本計画に基づき、県内の各消防本部による消防広域応援体制を構築している。大規模災害発生時において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるため、県総合防災訓練等への参画による連携強化及び相互応援協定の実効性の確保を図るとともに、緊急消防援助隊との連携を含めた応援体制の検討を深め、消防広域応援体制の充実・強化に取り組んでいく必要がある。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 大規模災害等が発生し、本県単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、本県及び隣県の5県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

(消防防災ヘリの円滑な運航確保) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自体訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリに対する出動要請事案の多数発生や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合における自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制を構築している。今後も、各種訓練等を通じて、相互応援協定等に基づく防災ヘリの応援・連携体制を確認するとともに、複数の防災ヘリ等について円滑な運航を調整するための能力向上やヘリ臨時離着陸場の充実・確保に向けた取組を推進していく必要がある。

(救急業務の充実) 【危機管理部】

○ 救急業務の高度化を推進するため、除細動や気管挿管等の救急救命処置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組む県内の消防本部に対し、事業費の補助を行うことにより、救急救命士の数は着実に増えてきているものの、救急隊員に占める救急救命士の比率及び救急対数に占める救急救命士運用隊数の比率は、全国平均を下回っている状況にある。県内全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人は配置される体制を確保し、救急業務の充実・強化を図るため、引き続き、救急救命士の養成に係る取組を促進していく必要がある。

(消防団の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代の消防団加入促進に向けて、高校生を対象とした消防出前講座やプロスポーツチームと連携した消防団PRに取り組んでいる。今後も引き続き、若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動(日中の消火活動や災害時の後方支援等)のみを行う機能別団員制度の導入促進等に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要がある。

(避難地域等における消防体制の再構築) 【危機管理部】〔再掲〕

- 避難指示区域においては、消防団活動が制限され、また、避難指示が解除された地域においても住民の帰還が進まず、マンパワー不足によって消防体制が脆弱な市町村が多い状況にあることから、避難地域消防団再編支援会議の開催等により、国・県・市町村（消防本部を含む）の役割分担や連携方策、地域消防力強化へ向けた消防団のあり方等に関する検討に取り組んでいる。引き続き、住民が安全で安心して暮らせる環境を整え、住民の帰還促進を図るため、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・県総合防災訓練の実施回数〔再掲〕 現状値 1回（H28） 目標値 1回（毎年度）
- ・救急隊数に占める救急救命士運用隊数の比率 現状値 88.2%（H28） 目標値 100%（H32）
- ・消防団員条例定数に対する充足の割合〔再掲〕 現状値 92.5%（H28） 目標値 95.4%（H32）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保) 【保健福祉部】

- 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等を確保するため、福島県立医科大学付属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院ずつ指定している。災害に伴う停電が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するため、非常用発電機及び燃料の備蓄等に関する現況調査により、県内全ての災害拠点病院において非常時使用燃料等が確保されている状況を確認している。今後も引き続き、災害拠点病院の現状把握に努め、災害拠点病院の機能の確保に取り組んでいく必要がある。

(透析医療機関での非常時対応体制の整備) 【保健福祉部】

- 災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、人工透析医療機関における非常用電源や貯水槽の設置による非常時対応体制の整備が求められる。県内の人工透析実施医療機関の状況把握として、水道が使用できない場合の自己水源や自家発電装置の有無についての調査を実施しており、また、福島県透析医療災害対策連絡会議に参加し、災害時の透析医療体制の確認・強化に取り組んでいる。今後、災害時の透析医療に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルの見直し検討を進めるとともに、県及び各医療機関相互の連携強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) 【危機管理部】

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療・福祉機能の麻痺

(DMATによる災害医療体制の充実) 【保健福祉部】

○ DMATは、災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チームであり、県内の災害拠点病院において体制整備を進めている。今後も、国及び県が主催する各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る必要がある。

(DPATによる精神保健活動支援体制の充実) 【保健福祉部】

○ 福島県災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、平成28年4月に発生した熊本地震への対応において初めて派遣を実施した。熊本地震に係るDPAT活動で確認された課題等を踏まえ、本県におけるDPATの体制整備方針及び設置運営要綱等に基づき、DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化) 【保健福祉部、病院局】

○ 救急専門医等による初期治療時間及び救命救急センターへの搬送時間を短縮することによる救命率の向上を図るため、福島県医科大学付属病院にドクターヘリを配備し、また、隣接県とのドクターヘリ広域連携に取り組んでいる。大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、災害拠点病院における敷地内ヘリポートの整備やドクターヘリ臨時離着陸場所の確保、ドクターヘリ広域連携の運航拡大を推進し、救急医療体制の充実・強化を図る必要がある。

(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備) 【保健福祉部】

○ 東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)が福島空港に暫定的に設置されたことから、現在、福島空港においてSCUに必要な資機材の配備を進め、SCUの設置運営訓練の実施に取り組んでいる。大規模な自然災害等に備えるためには、平時からSCUに係る準備を進めておくことが重要であることから、今後も福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する必要がある。

(災害医療コーディネーター体制の整備) 【保健福祉部】

○ 東日本大震災時は、全国から派遣された医療チームを受け入れるための調整機能や後方支援機能が十分ではなかったという教訓を踏まえ、被災地における医療ニーズの把握及びDMAT、JMAT及び日赤救護班等の派遣調整を担う災害医療コーディネーターの確保に向けて、福島県災害医療コーディネーター設置要綱を策定し、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組んでいる。今後、災害医療コーディネーターの活動を核とした「福島県災害救急医療マニュアル」の見直しについて検討を深め、災害医療コーディネーター体制の整備を推進していく必要がある。

(災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持) 【保健福祉部】

○ 災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることから、医療機関等から供給要請があった場合における医薬品等の迅速な供給を確保するため、県内を6方部に分けた備蓄供給体制を構築し、福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの導入及び災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託契約の締結に取り組んでいる。いつ災害が発生しても速やかに必要な医薬品等を供給できるよう、今後も引き続き、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を図る必要がある。

(災害時医療・福祉人材の確保) 【保健福祉部】

○ 災害発生時においても必要な医療の提供を維持するため、医療関係団体と災害時医療救護に関する協定を締結し、医療人材の確保に取り組んでいる。また、災害時における福祉人材の確保について、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を設立し、(社福)福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会の会員等から福島県災害派遣福祉チームへの登録者を集い、スキルアップのための研修等を実施している。今後も、訓練や研修等の機会を捉え、関係団体との連携強化を促進し、災害時における医療・福祉の人材確保に取り組んでいく必要がある。

(医療機関における情報通信手段の確保) 【保健福祉部】

○ 災害時における医療機関の情報通信手段を確保するため、災害拠点病院を中心に災害時にも活用可能な衛星携帯電話の整備を進めるとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を運用し、県内全ての医療機関についてEMISへの登録を完了した。今後も、医療機関における情報通信手段の確保を推進するとともに、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

(病院施設・社会福祉施設の耐震化等) 【保健福祉部、病院局】〔再掲〕

○ 病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時であっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、今後も引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

(福祉避難所の充実・確保) 【保健福祉部】〔再掲〕

○ 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、福祉避難所の充実・確保が求められることから、市町村による福祉避難所の指定取組状況調査を実施し、未指定の市町村に対する個別訪問や福祉避難所における平常時の備えについての聞き取り等に取り組んでいる。県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、未指定の双葉地方4町への個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。

(浜通り地方における医療提供体制の再構築) 【保健福祉部、病院局】

○ 避難地域において避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供するためには、避難地域を中心とした浜通り地方における医療提供体制の再構築が求められていることから、施設整備への補助等を通じて医療機関の再開を支援するとともに、「ふたば医療センター」の整備により課題とされた二次救急医療を確保するなど、帰還状況や住民ニーズに応じて復興推進のために必要な医療の確保を図りつつ、経営安定化支援や医療人材の確保などにより浜通り地方における医療機関の安定的な運営に向けた支援を継続的に行っていく必要がある。

(浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築) 【保健福祉部】

○ 東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人手不足は深刻な状況にあり、避難指示の解除に伴い故郷に帰還する住民に対して十分な福祉・介護サービスを提供できる環境を整えるため、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付や住まいの確保に係る支援を行い、福祉・介護人材の確保に努めている。大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、今後も引き続き、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・DPATの整備数 現状値 4チーム（H28） 目標値 30チーム（H30）
- ・病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合
現状値 50.0%（H28） 目標値 100%（H35）
- ・福祉避難所指定市町村数〔再掲〕 現状値 55市町村（H28） 目標値 59市町村（H32）
- ・県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）
現状値 94人（H28） 目標値 150人（H30）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進) 【保健福祉部】

○ 災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、感染症対策に関する各種研修への職員派遣により、最新の感染症対応能力のある人材の育成に取り組んでいる。今後も、災害時において感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進) 【土木部】

○ 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画(BCP)」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

(下水道施設の維持管理) 【土木部】

○ 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。県では、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進) 【生活環境部】

○ し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行い、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

(家畜伝染病対策の充実・強化) 【農林水産部】

○ 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

《施策に関連する数値指標》

・麻しん予防接種率

第1期	現状値	97.7% (H28)	目標値	98.0% (H32)
第2期	現状値	92.9% (H28)	目標値	98.0% (H32)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

(警察施設の耐震化等) 【警察本部】

- 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、本県の耐震改修促進計画に基づき、耐震診断結果がCランクの警察庁舎等について耐震化に向けた取組を進めている。今後も計画的な警察施設の耐震化に取り組むとともに、耐震診断や耐震改修設計に至っていない警察施設に係る今後の耐震化や施設運用のあり方について、検討を進めていく必要がある。

(警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実) 【警察本部】〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、住民の救助・捜索や避難誘導、緊急輸送路の確保、危険箇所への交通規制、被災地域の治安維持など、警察による災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に関する新たな訓令及び福島県警察災害警備計画に基づく体制整備や業務継続計画による対応人員の確保、広域緊急援助隊総合訓練の実施による広域応援体制の強化等に取り組んでいる。今後も、災害対応に係る各種訓練や研修への参加を通じて関係機関との連携・応援体制を一層強化し、災害対応人員の確保に努めるとともに、装備資機材や輸送用車両等の充実を図っていく必要がある。

(警察ネットワーク環境の充実) 【警察本部】

- 災害時における救助活動や治安の確保等、警察活動の中核機関となる新警察本部庁舎について、平成30年度の運用開始に向けて整備を進めている。新庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と新庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図り、県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進していく必要がある。

(警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保) 【警察本部】

- 大規模災害等が発生した場合であっても、救出・救助活動や災害警備活動、関係機関との情報連絡等に必要な電力を確保するため、災害対応拠点となる警察施設における電源設備の優先復旧等について電力事業者及び情報通信事業者と災害時相互支援協定を締結している。今後も、各種訓練等の機会を捉え、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどにより協定締結事業者との連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図っていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・警察施設の耐震化率 現状値 93.2% (H28) 目標値 98.0% (H32)

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(自動起動型信号機電源付加装置の整備) 【警察本部】

- 東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路や避難に必要となる道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、幹線道路上の主要な交差点において、停電時でも信号機に電気を供給する自動起動型信号機電源付加装置等の整備を進めている。災害停電に伴う信号機の停止が原因で重大な交通事故や交通渋滞が発生する事態を回避するため、引き続き自動起動型信号機電源付加装置の整備を進めるとともに、保守点検の実施により適切な維持管理を実施していく必要がある。

(交通安全施設の維持管理) 【警察本部】〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路や避難に必要となる道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、信号機等の老朽化対策に取り組んでいる。信号制御機について計画的な更新を図るとともに、保守点検による不具合の早期把握・更新対応や交通環境の変化等を踏まえた信号機の廃止・撤去等を推進し、今後も引き続き、交通安全施設を適正に維持管理していく必要がある。

(交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化) 【警察本部】

- 東日本大震災では、県内各地で停電等による信号機の滅灯事案が発生したことから、交差点等における手信号訓練や可搬式発動発電機を活用した信号機の復旧訓練に取り組んでいる。大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路等における安全かつ円滑な交通を確保するため、今後も交通整理訓練の実施等により、警察官の交通整理要領に係る教養徹底を図るとともに、災害対応力の強化を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 自動起動型信号機電源付加装置の整備数 現状値 374 基 (H28) 目標値 増加を目指す (H32)

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続に必要な体制の整備) 【危機管理部】

- 大規模災害発生時に県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充実・強化に取り組んでいる。今後も、通勤手段等に制限を設けた状況下における職員参集訓練の実施や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を推進していくとともに、県内市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた取組を促進していく必要がある。

(受援体制の整備) 【危機管理部】

- 内閣府による地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月)では、被災地方公共団体において受援体制を整備することの必要性が示されている。大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を推進していく必要がある。

(防災拠点施設の機能確保) 【総務部、危機管理部】

- 災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するための拠点施設として危機管理センターの整備を完了し、平成28年9月に運用を開始した。いつ災害が発生したとしても危機管理センターや合同庁舎等の防災拠点施設において災害対策本部の活動に必要な機能を発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

(県有施設(庁舎等)の耐震化等) 【総務部、土木部】〔再掲〕

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる庁舎・公共施設の耐震性を確保する必要がある。県有建築物のうち、大規模地震等の災害発生時に応急対策活動の拠点となる施設(防災上重要建築物)938棟及び不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物445棟について、「福島県県有建築物の耐震改修計画」に基づき、平成32年度末までに耐震化率98%以上達成を目標として耐震対策に取り組んでおり、今後も部局連携の下、全庁的な進行管理を行いながら県有建築物の耐震化を進めていく必要がある。

○ 本県の災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターについて、免震構造である県庁北庁舎内に整備が完了するなど、防災拠点施設となる庁舎の耐震化及び建物・設備の改修等を計画的に進めている。県庁西庁舎及び郡山合同庁舎については、未だ耐震性能がCランクの状態であり、大規模な地震によって倒壊等の危険性があることから、引き続き計画的な耐震改修工事を実施するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) 【危機管理部、警察本部】〔再掲〕

○ 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

○ 警察本部において大規模自然災害をはじめとする緊急事態等に迅速かつ的確に対応するため、災害対処規程の全面的な見直しにより、初動措置に関する新たな訓令及び福島県警察災害警備計画を策定し、災害警備本部移設訓練、非常招集訓練、災害情報システムの操作習熟訓練等に取り組んでいる。緊急事態発生時における初動措置について、警察職員への徹底した周知・浸透及び災害対処能力の向上を図るため、教養資料の発出や災害警備訓練を継続的に実施していく必要がある。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 大規模災害等が発生し、本県単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、本県及び隣県の5県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

(電力関係事業者との連携強化) 【危機管理部、土木部】

○ 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練に東北電力(株)が参画し、電力施設の復旧及び電源車から避難所(想定テント)へ仮設ケーブルによる電力供給を行う訓練等を実施し、電力の応急復旧体制及び電力事業者と関係機関との協力・連携体制の確認を行っている。また、(一社)福島県電設業協会との災害時応援協定に基づき、防災拠点施設や避難所等となる県有施設の電気設備の応急復旧や非常用電源の応急確保を要請する体制を構築している。今後も、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・業務継続計画を策定した市町村数 現状値 13市町村(H28) 目標値 59市町村(H32)
- ・県有建築物の耐震化率〔再掲〕 現状値 97.5%(H28) 目標値 98.0%(H32)
- ・県総合防災訓練の実施回数〔再掲〕 現状値 1回(H28) 目標値 1回(毎年度)

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設の機能確保) 【総務部、危機管理部】〔再掲〕

- 災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するための拠点施設として危機管理センターの整備を完了し、平成 28 年 9 月に運用を開始した。いつ災害が発生したとしても危機管理センターや合同庁舎等の防災拠点施設において災害対策本部の活動に必要な機能を発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

(情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化) 【企画調整部】

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県 ICT 部門の業務継続計画」を策定し、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。いつ災害等が発生したとしても、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる体制を今後も維持していく必要がある。

(情報通信設備の耐災害性の強化) 【企画調整部】

- 大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信ネットワークシステムの稼働を継続させるため、東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、共有基盤サーバや重要なネットワーク機器をデータセンターにおいて運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信ネットワークシステムが止まらない体制を確保している。今後、庁舎内に設置されている他のシステムについてもサーバ統合やデータセンターハウジング移行等の検討を進め、耐災害性の強化を図っていく必要がある。

(多様な通信手段の確保) 【危機管理部】

- 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を円滑に行うため、福島県総合情報通信ネットワークシステムや原子力防災に係る緊急時連絡網システムを整備し、専用回線による電話・FAX 設備に加えて TV 会議システムにより情報共有を図れる通信環境を整備している。また、衛星携帯電話を危機管理センター及び各地方振興局に配置するとともに、衛星携帯電話を携帯したりエゾンを市町村へ派遣することにより、市町村との通信不通対策を図っている。災害時における情報通信の途絶を回避するため、多様な通信手段の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

(警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保) 【警察本部】〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合であっても、救出・救助活動や災害警備活動、関係機関との情報連絡等に必要な電力を確保するため、災害対応拠点となる警察施設における電源設備の優先復旧等について電力事業者及び情報通信事業者と災害時相互支援協定を締結している。今後も、各種訓練等の機会を捉え、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどにより協定締結事業者との連携を強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図っていく必要がある。

(医療機関における情報通信手段の確保) 【保健福祉部】〔再掲〕

- 災害時における医療機関の情報通信手段を確保するため、災害拠点病院を中心に災害時にも活用可能な衛星携帯電話の整備を進めるとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム (EMIS) を運用し、県内全ての医療機関について EMIS への登録を完了した。今後も、医療機関における情報通信手段の確保を推進するとともに、災害時において EMIS を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対する EMIS の操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(住民等への情報伝達体制の強化) 【危機管理部、土木部】〔再掲〕

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム(Lアラート)の運用によって市町村が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や県公式ツイッターを活用した情報発信、(一社)日本アマチュア無線連盟との災害時応援協定締結等に取り組んでおり、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

(放送事業者との連携強化) 【総務部、危機管理部】

- 災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、報道機関と連携して広報活動を展開する必要があることから、災害時における放送要請に関する協定を放送事業者と締結し、災害情報の放送に係る連携体制を構築するとともに、災害応援協定ネットワーク会議の開催等により、各放送事業者と県が相互に顔の見える関係づくりに取り組んでいる。今後も、放送事業者との連携強化を図り、災害広報の充実を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）策定の促進） 【商工労働部】

- 県内企業の事業継続計画（BCP）策定促進に向けて、県及び商工関係5団体で「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」を締結し、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催等により、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいる。今後も、協定団体と緊密に連携しながら、BCPに係る広報・周知及び策定支援に努め、企業の防災力向上を促進していく必要がある。

（港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進） 【土木部】

- 港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港湾機能継続協議会及び相馬港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したところであり、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

（高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備） 【土木部】

- 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道、東北中央道、会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

（緊急輸送道路の防災・減災対策） 【土木部】〔再掲〕

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

（迂回路となり得る農道・林道の整備） 【農林水産部】〔再掲〕

- 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

（空港施設の整備等） 【土木部】〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組んでいる。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能の保持していく必要がある。

(港湾施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送路となる臨港道路(橋梁部)の耐震補強を進めている。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

(漁港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 県内の拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

(橋梁施設の耐震対策等) 【土木部】〔再掲〕

○ 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施している。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。今後も引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要がある。

(無電柱化の推進) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長 現状値 471km (H28) 目標値 478km (H32)
- ・点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数〔再掲〕
現状値 1,070箇所 (H28) 目標値 1,376箇所 (H32)
- ・農道整備率(整備農道÷対象農道延長)〔再掲〕 現状値 39.3% (H28) 目標値 41.6% (H32)
- ・緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数〔再掲〕
現状値 253橋 (H28) 目標値 255橋 (H32)
- ・長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数〔再掲〕
現状値 472橋 (H28) 目標値 760橋 (H32)
- ・無電柱化された道路の延長〔再掲〕 現状値 103.5km (H28) 目標値 120.0km (H32)

5-2 食料等の安定供給の停滞

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道、東北中央道、会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

(空港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組んでいる。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能の保持していく必要がある。

(港湾施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送路となる臨港道路(橋梁部)の耐震補強を進めている。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

(漁港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 県内の拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

(食料生産基盤の整備) 【農林水産部】

○ 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて平成32年度ほ場整備率76%達成を目標として事業を進めているところであり、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

(農業水利施設の適正な保全管理) 【農林水産部】

○ 県内には約7,300の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長〔再掲〕 現状値 471km (H28) 目標値 478km (H32)
- ・点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数〔再掲〕
現状値 1,070箇所 (H28) 目標値 1,376箇所 (H32)
- ・農道整備率(整備農道÷対象農道延長)〔再掲〕 現状値 39.3% (H28) 目標値 41.6% (H32)
- ・ほ場整備率(水田)
(ほ場整備された面積合計÷農振農用地) 現状値 72.5% (H28) 目標値 76.0% (H32)
- ・安定的な用水供給機能が維持される面積(H25年度からの累計)
現状値 17,703ha (H28) 目標値 36,960ha (H32)

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給) 【危機管理部】

- 「災害時におけるLPガス燃料等の供給協力に関する協定」を(一社)福島県LPガス協会と締結し、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うためのLPガス燃料・器具等の供給を受ける体制を構築している。いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化を図る必要がある。

(電力関係事業者との連携強化) 【危機管理部、土木部】〔再掲〕

- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、県総合防災訓練に東北電力(株)が参画し、電力施設の復旧及び電源車から避難所(想定テント)へ仮設ケーブルによる電力供給を行う訓練等を実施し、電力の応急復旧体制及び電力事業者と関係機関との協力・連携体制の確認を行っている。また、(一社)福島県電設業協会との災害時応援協定に基づき、防災拠点施設や避難所等となる県有施設の電気設備の応急復旧や非常用電源の応急確保を要請する体制を構築している。今後も、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) 【危機管理部】〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、訓練等を通じて福島県石油業協同組合との連携強化を図るとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

(無電柱化の推進) 【土木部】〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

(石油コンビナート防災体制の充実・強化) 【危機管理部】

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。また、国の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」が平成25年3月に改訂されたことを受け、防災アセスメント調査を実施し、福島県石油コンビナート等防災計画の見直しを進めている。引き続き、福島県石油コンビナート等防災計画の修正作業を早急に行うとともに、防災関係機関、コンビナート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

(再生可能エネルギーの導入拡大) 【企画調整部】

- 電力需給調整問題や系統基盤の脆弱さへ対応するとともに、県内の産業集積と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・無電柱化された道路の延長〔再掲〕 現状値 103.5km (H28) 目標値 120.0km (H32)
- ・住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量
現状値 44,827 件、195,992kW (H28) 目標値 70,000 件、333,000kW (H32)

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災・減災対策) 【保健福祉部】〔再掲〕

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進) 【土木部】〔再掲〕

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画(BCP)」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

(下水道施設の維持管理) 【土木部】〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。県では、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進) 【生活環境部】〔再掲〕

- し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行い、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

(工業用水道施設の整備等) 【企業局】

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い工業用水道施設整備の計画的な実施を目標に掲げ、水管橋や土木構造物の耐震補強、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事を実施している。工業用水道施設は、本県の復興を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、工業用水の安定供給を確保するため、今後も引き続き計画的な施設の整備・維持管理を進めていく必要がある。

(工業用水道の応急復旧体制の整備) 【企業局】

- 災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、「企業局施設災害等対策実施要領」により危機管理対応体制を定めている。また、大規模自然災害の被災によって独力では緊急の復旧対応が困難な場合に備えた応急対策業務の支援に係る相互応援協定の締結や、応急復旧資機材の備蓄等に取り組んでおり、今後も応急復旧体制の検証・見直し、災害応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等を進めていく必要がある。

(農業集落排水施設の整備等) 【農林水産部】

○ 東日本大震災により農山漁村における農業集落排水施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生しており、県内の農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新が求められている。施設の長寿命化を計画的に進めるため、市町村において施設の機能診断調査に基づく最適整備構想を策定し、施設の更新等を進めているが、平成30年代前半にかけて更新時期を迎える施設が多数あること、また、人口減少に伴う処理施設の統合等の検討を要する事例が想定されることから、適時適切な事業実施に向けて市町村に対する技術的支援を引き続き進めていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 水道基幹管路の耐震適合率(上水道事業及び水道用水供給事業)〔再掲〕
現状値 63.0% (H28) 目標値 80.0% (H32)
- ・ 水管橋の耐震化率(工業用水道施設)
(耐震対策済みの水管橋数÷全水管橋数) 現状値 93.9% (H28) 目標値 100% (H32)
- ・ 農業集落排水施設の整備済み人口(供用開始区域内の人口)
現状値 120,654人 (H28) 目標値 136,520人 (H32)

6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道、東北中央道、会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) 【土木部】〔再掲〕

○ 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

(橋梁施設の耐震対策等) 【土木部】〔再掲〕

○ 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施している。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。今後も引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要がある。

(地すべり防止施設の整備等) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が 81 か所 3,153ha (うち農地 41 か所 1,869ha、森林 40 か所 1,284ha) あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24 時間入居型)の保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

(砂防関係施設の維持管理) 【土木部】〔再掲〕

○ 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理を実施していく必要がある。

(道路の防雪施設の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 県土面積の 85%が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでいるが、未だ対応できていない箇所も存在する。冬期交通における安全性の向上を図るため、引き続き消融雪施設の整備等を進めるとともに、トンネル坑口等において新しい融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

(道路の除雪体制等の確保) 【土木部】〔再掲〕

○ 平成 26 年 2 月の豪雪災害を契機として、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

(空港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援助物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組んでいる。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、適正な空港機能の保持していく必要がある。

(地方航空ネットワークの維持・拡充) 【商工労働部、土木部】

○ 福島空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地の救援物資や人員等を輸送する拠点空港として機能したことから、観光・産業に限らず防災の観点からも欠かすことのできない重要な輸送施設であり、福島空港のさらなる利用促進に取り組み、航空ネットワークを構成する航空路線(国内・国際)の維持・拡充を図っていく必要がある。

(港湾施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 大規模地震が発生した場合であっても、本県の重要港である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、緊急輸送ルートとして海上からの物資受入拠点となる耐震強化岸壁の整備及び緊急輸送路となる臨港道路(橋梁部)の耐震補強を進めている。今後も震災時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐震強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画の策定を推進し、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

(漁港施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

- 県内の拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定を進め、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

(海岸保全施設の整備等) 【農林水産部、土木部】〔再掲〕

- 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

(防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化) 【土木部】〔再掲〕

- 東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として、防潮水門及び陸閘を整備するとともに、警報発令時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムを構築し、閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。

(河川管理施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が10年後には約5割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

(鉄道施設の復旧・基盤強化) 【企画調整部、生活環境部】

- 本県の浜通り地方を縦断するJR常磐線は、東日本大震災による被災及び原子力災害の影響により不通区間が発生し、JR常磐線の早期全線復旧及び線形改良・立体交差等の基盤強化促進に向けて取り組んでいる。また、会津地方と新潟県を結ぶJR只見線についても、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害によって橋梁等に甚大な被害を受け、一部不通区間が発生しており、早期の復旧復興に係る取組を実施している。両路線は、沿線住民の重要な生活交通基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、引き続き、早期の全線復旧・運行再開に向けて取り組んでいく必要がある。

- 常磐線・只見線以外のJR路線についても基盤強化に向け、継続して取り組むとともに、地域鉄道(阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道)については、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組んでいく必要がある。

(地域公共交通の確保) 【生活環境部】

- 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長〔再掲〕 現状値 471km (H28) 目標値 478km (H32)
- ・点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所解消数〔再掲〕
現状値 1,070箇所 (H28) 目標値 1,376箇所 (H32)
- ・農道整備率(整備農道÷対象農道延長)〔再掲〕 現状値 39.3% (H28) 目標値 41.6% (H32)
- ・緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数〔再掲〕
現状値 253橋 (H28) 目標値 255橋 (H32)

- ・長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数〔再掲〕
現状値 472 橋 (H28) 目標値 760 橋 (H32)
- ・土砂災害から保全される住宅戸数〔再掲〕 現状値 14,610 戸 (H28) 目標値 14,950 戸 (H32)
- ・土砂災害警戒区域指定率〔再掲〕 現状値 36.5% (H28) 目標値 50.0% (H32)
- ・雪を溶かすことのできる道路の延長〔再掲〕 現状値 142.1km (H28) 目標値 143.0km (H32)
- ・雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所解消数〔再掲〕
現状値 98 箇所 (H28) 目標値 103 箇所 (H32)
- ・福島空港利用者数 現状値 246 千人 (H28) 目標値 300 千人 (H32)
- ・海岸保全施設の整備率 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)〔再掲〕
【水管理国土保全局】 現状値 58.5% (H28) 目標値 100% (H31)
【港湾局】 現状値 98.1% (H28) 目標値 100% (H30)
【水産庁】 現状値 52.3% (H28) 目標値 100% (H30)
- ・海岸保全施設の整備率 (保全区域延長に対する整備済み延長)〔再掲〕
【農林水産部】 現状値 41.1% (H28) 目標値 84.0% (H32)
- ・河川堤防整備率〔再掲〕 現状値 61.8% (H28) 目標値 62.8% (H32)
- ・J R 路線の運休区間の距離
J R 常磐線 現状値 36.6km (H28) 目標値 0.0km (H32)
J R 只見線 現状値 27.6km (H28) 目標値 0.0km (H32)

6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

(渇水時における情報共有体制の確保) 【企画調整部】

- 県内の渇水状況を把握し、適切な渇水対策の推進を図るため、「渇水対策連絡会議設置要綱」を策定し、気象・水源情報や利水状況等のデータ収集、渇水情報部会の開催、渇水対策連絡会議の招集など、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行う体制を整えている。いざ渇水が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。

(工業用水の渇水対策) 【企業局】

- 異常渇水への対策については、「異常渇水時における給水制限等の取扱要領」及び「企業局いわき事業所渇水対策要領」に基づき、必要な措置を講じている。また、渇水対策連絡協議会議等の設置により関係機関との連絡体制を構築している。異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、今後も工業用水道受水企業との連携調整を十分に図りながら、渇水対策を推進していく必要がある。

(農業用水の渇水対策) 【農林水産部】

- 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料 (非常配備体制表、用水系統図等) の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月ダム貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の適正な保全管理) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 県内には約 7,300 の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

(農業用ため池ハザードマップの作成支援) 【農林水産部】

○ 東日本大震災では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められている。平成 30 年度までに防災重点ため池のハザードマップ作成率 100%達成を目標として設定しているが、県内市町村におけるハザードマップの作成及び公表が遅れていることから、今後も市町村に対する支援・指導等に取り組んでいく必要がある。

(ダム管理設備の機能確保) 【土木部】〔再掲〕

○ いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等実施し、適正な管理に努めているが、放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等において、経年劣化が進んでおり、更新時期を今後迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

(海岸保全施設の整備等) 【農林水産部、土木部】〔再掲〕

○ 津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

(河川管理施設の整備等) 【土木部】〔再掲〕

○ 台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるように河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。水門・樋門等の河川管理施設については、県管理施設のうち耐用年数を超過する施設が 10 年後には約 5 割となることから、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) 【土木部】〔再掲〕

○ 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24 時間入居型)の保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

(砂防関係施設の維持管理) 【土木部】〔再掲〕

○ 砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理を実施していく必要がある。

(石油コンビナート防災体制の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

- 石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。また、国の「石油コンビナートの防災アセスメント指針」が平成 25 年 3 月に改訂されたことを受け、防災アセスメント調査を実施し、福島県石油コンビナート等防災計画の見直しを進めている。引き続き、福島県石油コンビナート等防災計画の修正作業を早急に行うとともに、防災関係機関、コンビナート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 安定的な用水供給機能が維持される面積 (H25 年度からの累計)〔再掲〕
現状値 17,703ha (H28) 目標値 36,960ha (H32)
- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成率 (防災重点ため池 218 箇所)
現状値 69.3% (H28) 目標値 100% (H32)
- ・ 海岸保全施設の整備率 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)〔再掲〕
【水管理国土保全局】 現状値 58.5% (H28) 目標値 100% (H31)
【港湾局】 現状値 98.1% (H28) 目標値 100% (H30)
【水産庁】 現状値 52.3% (H28) 目標値 100% (H30)
- ・ 海岸保全施設の整備率 (保全区域延長に対する整備済み延長)〔再掲〕
【農林水産部】 現状値 41.1% (H28) 目標値 84.0% (H32)
- ・ 河川堤防整備率〔再掲〕 現状値 61.8% (H28) 目標値 62.8% (H32)
- ・ 土砂災害から保全される住宅戸数〔再掲〕 現状値 14,610 戸 (H28) 目標値 14,950 戸 (H32)
- ・ 土砂災害警戒区域指定率〔再掲〕 現状値 36.5% (H28) 目標値 50.0% (H32)

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) 【生活環境部】

- 有害物質使用事業場における化学物質の適正な管理体制を確保することを目的として「福島県化学物質適正管理指針」を策定し、管理化学物質を年間 100 k g 以上取り扱う工場・事業場を対象として、災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を求めている。現在、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境 (大気・排水等) の調査に取り組んでおり、今後、有害物質使用事業場における防災・減災対策に係る検討をさらに深め、有害物質の拡散・流出防止対策を推進していく必要がある。

(アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体) 【生活環境部】

- 災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための準備を進めておく必要がある。

(PCB 廃棄物の適正処理) 【生活環境部】

- 災害等の発生によって PCB が拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者が PCB 廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められる。PCB 廃棄物の適正処理を促進するため、今後も引き続き、事業者に対する指導等を継続・強化していく必要がある。

(工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施) 【生活環境部】

- 企業におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事例発表・交流会やセミナーの開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況の確認等を実施している。中小企業においてはリスクコミュニケーション未実施の傾向があり、また、現在リスクコミュニケーションに取り組んでいる企業においても、予算的・人的事情からリスクコミュニケーションの実施継続が課題となっていることから、中小企業に対するリスクコミュニケーションの底上げを図るとともに、継続実施の促進に向けた事業の取組が必要である。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数

現状値 102 件 (H28) 目標値 170 件 (H32)

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

(原子力発電所の安全監視) 【危機管理部】

- 汚染水対策を含めた廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認するため、専門家等で構成する「廃炉安全監視協議会」や県民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在の職員配置等により監視体制を強化している。燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく必要がある。

(原子力防災体制の充実・強化) 【危機管理部】

- 原子力災害の教訓を踏まえ、県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し、原子力防災資機材の整備、広域避難計画の策定、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修及び新基準に適合したオフサイトセンターの整備等により、原子力防災体制の充実・強化を進めている。原子力防災体制については、県だけでは解決困難な課題があることから、国等の支援を求めながら広域避難計画の具体化・充実化や各種研修の計画的な実施等の取組を引き続き進めていく必要がある。

(原子力災害時避難対策の推進) 【危機管理部、土木部】

- 新たな原子力災害発生時における円滑な住民避難に向け、「福島県原子力災害広域避難計画」を策定し、原子力災害対策重点区域 13 市町村の避難先市町村、具体的な避難施設及び避難ルートを予め定めている。当計画の実効性を高めるため、住民避難訓練(原子力防災訓練)を毎年実施し、課題の抽出や関係者の対応能力の向上に努めているほか、自家用車避難を原則とする広域避難において、渋滞の発生が想定されることから、「原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会」を設置し、円滑な広域避難に向け課題の整理やその解決に向けた検討を進めている。原子力災害発生時の住民の被ばくをできるだけ少なくするため、今後も引き続き避難対策の充実に取り組んでいく必要がある。
- 避難地域等の復興を周辺地域から強力に支援するため、「ふくしま道づくりプラン(復興計画対応版)」に基づく基幹的な道路やふくしま復興再生道路などの整備を計画的に進めている。原子力災害発生時における迅速な住民の広域避難を実現するため、当該プランに基づき着実に取り組んでいく必要がある。

(広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施) 【危機管理部】

- 原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、毎年度、原子力防災訓練を実施している。緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進のため、市町村や関係機関と連携した住民避難訓練を今後も実施していく必要がある。

(関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化) 【危機管理部】

○ いかなる災害が発生したとしても、国、市町村、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うための連絡体制を確保する必要がある。原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備として、これまでTV会議システムの接続拠点追加や機器の増設・更新等を進めており、今後も通信機器の保守点検の実施や定期的な通信訓練による関係職員の実務習熟度の向上を図っていく必要がある。

(放射線モニタリング体制の充実・強化) 【危機管理部】

○ 現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

(警察による原子力災害対策の充実・強化) 【警察本部】

○ 東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえ、県警察における原子力災害対策として、県原子力防災訓練や各種研修への参画、装備資機材の配備、原子力災害発生時の避難誘導措置に係る教養・周知等に取り組んでいる。今後も、福島県警察原子力災害警備計画の策定を進めるとともに、継続した訓練・研修の実施により、原子力災害対策用資機材の操作習熟や原子力災害への対処能力の向上を図っていく必要がある。

(原子力災害医療体制の充実・強化) 【保健福祉部】

○ 原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力災害医療行動計画」を策定した。今後、当該行動計画に基づき、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の更なる指定・登録等を進めるとともに、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進していく必要がある。

(放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理) 【生活環境部】

○ 汚染廃棄物のうち国が指定した廃棄物等は、特定廃棄物埋立処分施設(富岡町)で処分することとなっており、県では、国、県、富岡・楡葉両町と締結した安全協定に基づき、施設の安全な運用確認のため、状況確認等を実施している。災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保するため、国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組んでいく必要がある。

(中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保) 【生活環境部】

○ 除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設(大熊町・双葉町)で、最終処分までの間、貯蔵を進めており、県では、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づく状況確認等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を行っている。災害発生時においても安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組んでいく必要がある。

(除染により発生した除去土壌等の適切な管理) 【生活環境部】

○ 除染により発生した除去土壌等については、現場又は仮置場等で遮へいした状態で保管されており、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間の安全性を確保するため、仮置場等での保管に係る課題等に対して現地調査や知見・技術的手法の取りまとめを行うとともに、住民説明会への専門家派遣等による住民の疑問・不安への対応に取り組んでいる。災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等から放射性物質が飛散・流出する事態を防ぐため、今後も市町村等との連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実化を図る必要がある。

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発) 【危機管理部、生活環境部】

○ 放射線による健康被害や原子力発電所の状況に対し、現在も県民は不安を抱えていることから、市町村等が開催する講演会等へのアドバイザー派遣や環境創造センターによる情報発信・学習支援の取組等により放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。

(様々な教育分野と関連した放射線教育の推進) 【教育庁】

○ 農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組に目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、モデル校による問題解決的学習の実践や各種研修会における放射線教育の周知等に取り組んでいる。今後も、放射線等に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく必要がある。

(震災教訓の伝承・風化防止) 【企画調整部】〔再掲〕

○ 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、情報発信拠点（アーカイブ）施設の整備に取り組んでいる。本県にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るため、今後も引き続きアーカイブ拠点施設の整備を推進し、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・原子力発電所現地確認調査回数（モニタリング指標）
現状値 9回（H28） 目標値 適切に実施（毎年度）
- ・原子力防災に関する研修の実施回数 現状値 6回（H28） 目標値 6回（毎年度）
- ・住民避難訓練（原子力防災訓練）の実施回数 現状値 1回（H28） 目標値 1回（毎年度）
- ・原子力防災通信連絡訓練の実施回数 現状値 4回（H28） 目標値 4回（毎年度）
- ・講演会等へのアドバイザー派遣回数 現状値 2回（H28） 目標値 2回（毎年度）
- ・環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合
現状値 38.2%（H28） 目標値 100%（H32）
- ・放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）
現状値 100%（H28） 目標値 100% 継続（H32）

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(食料生産基盤の整備) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて平成32年度ほ場整備率76%達成を目標として事業を進めているところであり、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

(地すべり防止施設の整備等) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,153ha（うち農地41か所1,869ha、森林40か所1,284ha）あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

(治山施設の整備等) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 平成 27 年 9 月の関東東北豪雨災害などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

(災害に強い森林の整備) 【農林水産部】

○ 原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組を引き続き実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

(農業水利施設の適正な保全管理) 【農林水産部】〔再掲〕

○ 県内には約 7,300 の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

(鳥獣被害防止対策の充実・強化) 【生活環境部、農林水産部】

○ 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。

(農業・林業の担い手確保・育成) 【農林水産部】

○ 農業担い手の経営所得安定対策や県内外における就農に向けた相談会・セミナー開催等の取組により、認定農業者及び新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。

○ 林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着を促進するため、現地見学会や各種研修会の実施等に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

《施策に関連する数値指標》

・ほ場整備率(水田)〔再掲〕

(ほ場整備された面積合計÷農振農用地) 現状値 72.5% (H28) 目標値 76.0% (H32)

・山地災害危険地区における着手率〔再掲〕 現状値 51.8% (H28) 目標値 53.0% (H32)

・森林整備面積(H25年度からの累計) 現状値 6,406ha (H28) 目標値 14,000ha (H32)

・安定的な用水供給機能が維持される面積(H25年度からの累計)〔再掲〕
現状値 17,703ha (H28) 目標値 36,960ha (H32)

・有害鳥獣による農作物被害額 現状値 168,152千円 (H28) 目標値 77,500千円以下 (H32)

・イノシシの年間捕獲頭数 現状値 26,034頭 (H28) 目標値 17,000~18,000頭 (H31)

・認定農業者数 現状値 7,771経営体 (H28) 目標値 8,000経営体 (H32)

- ・新規林業就業者数 現状値 84人 (H28) 目標値 250人 (H32)
- ・避難地域において農業を開始した認定農業者数
現状値 214経営体 (H28) 目標値 750経営体 (H32)

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

(風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等) 【商工労働部、農林水産部】

- 東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

(放射線モニタリング体制の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

- 現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

(家畜伝染病対策の充実・強化) 【農林水産部】〔再掲〕

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・観光客入込数 現状値 52,764千人 (H28) 目標値 63,000千人 (H32)
- ・県内の外国人宿泊者数 現状値 71,270人泊 (H28) 目標値 200,000人泊 (H32)
- ・GAP (農業生産工程管理) に取り組む産地数 現状値 226産地 (H28) 目標値 242産地 (H32)
- ・農産物直売所の販売額 現状値 127.2億円 (H27) 目標値 234億円 (H32)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・推進) 【生活環境部】

- 東日本大震災の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に国は従来の指針に代わる新たな「災害廃棄物対策指針」を策定したが、現在、県及び県内市町村において国の新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定には至っていない状況にある。被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の新指針に準拠した県の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村に対しても計画策定を促し、国、市町村及び関係団体等との連携を強化する取組等により、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要がある。

(災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化) 【生活環境部】

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団体と締結し、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組んでいる。東日本大震災時には、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に努めていく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市町村への人的支援) 【総務部】

- 市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制整備が求められている。現在、東日本大震災からの復旧・復興に向け、被災市町村に対する人的支援に取り組んでいるところであり、引き続き関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際には速やかに被災市町村へ職員を派遣するスキームの構築を進めていく必要がある。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) 【危機管理部】〔再掲〕

- 大規模災害等が発生し、本県単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北 8 道県による相互応援協定、本県及び隣県の 5 県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成) 【土木部】

- 大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士について数値目標を設定して人材育成に取り組んでいる。今後も、職員研修により専門知識の深化と幅広い知識の習得を図り、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進していく必要がある。

(災害時応援協定締結者との連携強化) 【土木部】

○ 大規模災害発生時において、建設関係事業者による広域的な応援協力による応急対策（被災状況の調査や公共施設の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、各種建設関係団体と災害時応援協定を締結しているが、面式の無い事業者を相手方とする場合には、円滑な対応に不安があることから、防災訓練等を通じて建設関係事業者との一層の連携強化を図り、日頃から協定内容や初動対応等を確認する取組が必要である。

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化) 【保健福祉部】

○ 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催等に取り組んでいる。今後も、県内のボランティア関係団体等との連携を強化し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図っていく必要がある。

(災害対応ロボット等の開発・研究) 【企画調整部、商工労働部】

○ 震災からの産業復興のため、次世代の新たな産業分野であるロボット関連産業の集積を目指し、県内企業や大学等の災害対応ロボットや要素技術等の開発に支援を行っている。また、原子力災害により立入不可となった営農地における電気防獣柵や除草ロボットなど被災地復興に活用するロボットの研究開発を行っている。

《施策に関連する数値指標》

・被災建築物応急危険度判定士の有資格者数 現状値 1,849人 (H28) 目標値 3,000人 (H32)

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの再生・活性化) 【企画調整部】

○ 原子力災害の発生に伴い、発電所の周辺地域等では避難指示区域が設定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。避難指示区域の見直しにより、避難指示の解除が進んでいるものの、いまだ5万2千人の住民が県内外で避難生活を続けている状況（平成29年11月30日現在）にあり、避難地域等12市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等を行っている。また、県内の過疎・中山間地域では、若年者の流出や少子高齢化の進行による担い手不足のほか、雇用の場の不足、深刻な医師不足、日常生活に必要な生活交通の不足、空き家や廃校の増加などの問題を抱えており、今後、人口減少・高齢化の進行がさらに加速した場合、基本的な生活や集落の機能も失いかねない懸念があることから、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく必要がある。

(地域公共交通の確保) 【生活環境部】〔再掲〕

○ 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

(自助・共助の取組促進) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座の実施、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成などに取り組んでいる。今後も、様々な事業を通じて、県民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく必要がある。

(自主防災組織等の強化) 【危機管理部】〔再掲〕

○ 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織による活動の活性化を図るため、日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣、自主防災組織のリーダーや防災士養成のための研修会開催、県総合防災訓練への参加などに取り組んでおり、今後も引き続き自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

(避難行動要支援者対策の推進) 【危機管理部、保健福祉部】〔再掲〕

○ 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、市町村の個別訪問、地区別会議の開催等による避難行動要支援者名簿の作成支援や、避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組んでいる。名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成など、市町村の取組を引き続き支援・指導するとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく必要がある。

《施策に関連する数値指標》

- ・ 集落活性化のため、自主的・組織的に活動する大学生等の数
現状値 170人 (H28) 目標値 500人 (H32)
- ・ 避難区域等の居住人口 現状値 約58,000人 (H29年6月) 目標値 増加を目指す (H32)
- ・ 危機管理センターの見学者数 (累計)〔再掲〕 現状値 1,163人 (H28) 目標値 10,000人 (H32)
- ・ 自主防災組織の活動カバー率〔再掲〕 現状値 80.0% (H29) 目標値 93.7% (H32)
- ・ 避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数〔再掲〕
現状値 21市町村 (H29年6月) 目標値 59市町村 (H32)